

十 文部省の仮名遣改定案を論ず

(大正十四年二月)

山田 孝雄

『明星』(大正十四年二月号)及び『国学院雜誌』(同年二月号)のために書かれた文章に加筆し、大正十四年二月に小冊子として刊行されたもので、大正十三年二月に臨時国語調査会の発表した「仮名遣改定案」を批判したもの。その後の仮名遣い改定反対論に少なからぬ影響を与えた。山田孝雄(一八七三—一九五八)は国語学者で、東北帝国大学教授、神宮皇学館長。

新聞の報道する所によれば、大正十三年十二月二十四日文部省臨時国語調査会は文部大臣以下参列の上総会を開き、満場一致を以て国語及び字音の仮名遣の改定案を可決したりといふ。かくてその改定案なるものは二十五日以後の国民新聞によりて報道せられたり。今これに就きて熟読するに、吾人が学術上の立脚地より見ても国民の一員として見ても、遽に是認し得べきものにあらざるを以て、その理由を明かにして世論に訴へむと欲す。

第一 仮名遣改定の権能何処にあるか

余は先づこの仮名遣を改定する権能の何処に存するかを知

らむと欲す。

今吾人は新聞紙の報道によりて国語調査会がこの案を決議したるを知れり。然れどもこれが案たる以上実行の能力は何処に存するを知らず。然るにこの決議はただ国語調査会の意思表示たるに止まらずして、これを国民に実行せしむることを目的とせる由に新聞紙は報ぜり。果して然らばこの国語調査会は国民にその新に定めたる仮名遣の実行を強要する権能あるものなりや。

仮名遣の改定案は若し実行と否とを問はず、単に国語調査会が決議せしのみといふ事ならば、吾人がこれを大事件と思ひて論議することは聊か滑稽の感なきにあらず。然れども政府が巨額の国費を投じてさる遊戯に等しき事をなさしむべき筈もなく、委員諸公も亦さる無用の事に貴重の時間を費さるべき筈もなきなり。されば人ありてこの国語調査会の決議即ち国民に実行を義務として課するものなりといはむか。これ決して不条理の觀察にあらずして寧ろ当然の觀察なりとす。然れど今の国語調査会の官制を見るに「普通に使用する国語に関する事項を調査す」とありて、一種の調査機関に過ぎずして、国民に強要すべき事項の決定をなしうるか否かは疑はしきことなりとす。

抑も民族常用の文字の如きは官府の力、法令の力を以てして直ちにこれを改廃すべき性質のものにあらざるは明かなる

事実なり。文部省は仮名遣の改廃を数回企てて、しかも常に失敗せり。然るに拘らずこりずまになほこれを企つるものは抑も何の信ずる所あつてぞ。惟ふに本邦に漢字入りて後襲用久しくして、その繁に堪へずして仮名を案出せり。この仮名はその發明者を称せらるるもの一二伝へらるれども、これただ伝説たるに止まり、事實は民族の要求によりて徐々に完成せられたるものといふを妥当なりとす。かくの如く文字言語の如きは自然の推移に待つべきものにして、人力を以てしてはただその方針を示して邪路に陥るを防ぐに止まるべきものなり。しかるを一挙にして根本的に之を改めむとするが如きは、政治上の大革命に乗ずる場合の外には夢想するだに難しとする所なり。否、政治上の大革命に乗じてもなほ且その事を遂げ得べからざるは、かの秦始皇の暴挙の顛末を見ても思ひ半に過ぎむ。実に言語文字の改革の如きは非常に變態なる事情の存せざる限りは決して強制的に行ふべきことにあらず。若し強ひて平地に波瀾を起すが如き事をなして之を強制する事あらば、その反動はゆゆしき大事件として起るべきを十分に覚悟せざるべからず。

第二 改定の必要何処にあるか

仮名遣を改定する必要若しありとせば國語調査会はその必要なる理由を報告して十分に國民に知らしむべきものなり。

この報告の類統として出で、國民がその必要を十分に感じ

て後にこそ其の改定の目的は自然に達せらるべきものなれ。然るにこれが報告は吾人未だそのありし事を知らず。その必要を感じざる國民に如何に改定を強要すとも、そは勞して効なきものといふべきなり。然るに新聞上に同会の要路の言として仮名遣の改定の必要なる事は既定の事實にして今や実行の時期に入れりといふやうの言あるを見たり。然れどもその新聞の報道は信ずべからぬものと思はる。何となれば、仮名遣改定の必要は既定の事實として國家はた國民の公認を経たりといふ事あらざればなり。

抑も文部省が明治維新以後遵守し來りし仮名遣の改廃に着手せしは明治三十三年小学校令施行規則制定の際にその附表第二号に於いて字音に棒引を用ゐたるにはじまるものにして、これが実施の結果かへって學校に於ける仮名遣の混乱を惹き起したるによりて、その弊を矯めむと稱して國語の仮名遣をも同時に改めむとの意志を以て、明治三十八年に至りて一の案を製して國語調査委員会と高等教育會議とに諮問せしがその案は今の改定案と大同少異のものなりしが、朝野の反對に遇ひ、終には帝國議會の問題とまでなりしものなり。かくて明治四十一年に至り、文部省は窮余の一策として別に仮名遣調査委員会といふを設け、新に折衷案を作りてこれに諮問せしが委員會を開くこと五回にして大勢文部省に非なりと見てか、その案を撤回し、ついで委員會も廃止せられたる

ものなり。これより後かくの如き仮名遣の改定が再び起るべしとは予期せられし事にはあらず。然るに今にして改定の必要は既定の事なりといふを得べきか。吾人はかくの如き事は道路の風説にして当路者の言にはあらざるべしと認むるものなり。

若し、又この改定の必要が国語調査会に於いて既定の事となりてあるものならば、同会は既に今日までにその必要なる理由を国民に報告せざるべからざりしものなり。この事の順序を踐まずして今急遽としてこの案を決せるものは何の故ぞや。

仮名遣改定の必要を説かむと欲するものは、先づそれぞれ学理上歴史上の調査を経たる報告を公表してその理由を国民に知らしむるを要する事は既に述べたる所なり。この調査報告は僅僅一字一語の改廃に於いても必ず之を要するものなり。かくの如き調査を経、かくの如き公認を経て後、その改廃は決定的のものとなるべきものなり。而して仮にその改革は決定的に必要とせらるるとしても、その実行は徐徐にせらるべきものにして、非常に多き事項を一挙にして改革するが如きは非常に慎重の態度をとらざるべからざるものなり。況んやその改廃が単に文字の置換たるに止まらず、言語の諸現象に影響するが如きことは、前後左右一切の場合を十分に考究してその処置を妥当ならしめて、後徐に決すべきこととなる

をや。抑も文字言語の改革の如きは一種の社会革命たるものにして、その措置はくれぐれも慎重に考慮すべく、決して軽率に実行すべからざる重大事件なりとす。

吾人は今回の改定案を見るに先だちて、これに対して十分の調査の行はれたる事の何等吾人国民に公示せられたるものあるを知らず。而して今や国語及び字音の殆ど全般に亘りて根本的に改革を施さむとするにあらずや。かくの如き大規模の改革を遽然として一挙に行はむとするが如きはこれ一種のクウ・デターにあらずや。吾人はかくの如きクウ・デターを行ひてまでも改革を施すべき必要の存するを知らざるのみならず。かかるクウ・デターを行はざるべからざるまでに切迫せる事情あることをも全く知らざるなり。

今ここに論議の必要上仮りに数歩を譲りて、これが必要あるものとせむ。しかもその必要の理由は当局の示す所とならず。然れどもかつて文部省が改革を企てし時、その改革に賛成せしものの言論を概括するに、

- 一、仮名遣はむづかしきによりて改めむとする説
- 二、仮名遣は行はれざるが故に改めむとする説
- 三、仮名遣を正しきものとするは迷へるなりとする説
- 四、言語に変遷あるによりその変遷に伴ひて改めむとする

説

の四点に歸したりしが如し。今これにつきて意見を述べむ。

仮名遣はむづかしきものなりといふ説は元來仮名遣改革論者の唯一の論拠とせしものなり。されどこの説は迷へるものなり。かくの如き論は全く感情論にして何等の根拠あるにあらざるなり。字音仮名遣の如きはむづかしといはば或はいはるべきが、これとても一定の条理をたどりて進めばさほどむづかしき問題にはあらず。されどそは姑く措き、國語の仮名遣の如きは決してむづかしきものにあらぬは明かなり。すべて最初よりこれを無視する破壊論者にはその反対の対象は何等かの批難を附せらるべきは当然なるを以て、これらに対してその可否を問ふは無益なり。公平に考へてわが國語の仮名遣は諸外國語の綴字に比して決してむづかしきものならざるのみならず、英語の綴字などに比ぶれば信に易易たるものなりとす。然るにこれをむづかしといふは要するにこれを用ゐむと欲せざるもの言のみ。若しその人にして信によくこれを知らむと欲せば、一週間にして國語仮名遣を記憶せしむることを得るは吾人多年の経験に徴して明かなり。若し又それが仮りに難儀なりとすと、一國の言語文字をただ難儀なりとして放棄するが如きは國民として断じてあるまじき態度なり。かくてこの難儀なるによりて改廃せむとする論は成立せざること明かなるに至り、思慮ある改革論者は次の論旨を案出せり。

第二に出でたる改革論は從來の仮名遣は行はれざるが故に

改めむとする説なり。この論者の仮名遣の行はれてあらずといふ説は事實を証ふるものなり。即ち次の如き諸点は現に行はれてあるなり。

- 一、ゐど(井) ゐのしし(猪) まゐる(參) ある(居)
- 二、すゑ(末)等
- 三、をか(岡) をけ(桶) うを(魚) あをい(青)をしい(惜)
- 四、ふぢ(藤)等
- 五、みづ(水)等
- 六、けふ(今日) きのふ(昨日)
- 七、ハ行四段活用動詞の活用の「は、ひ、ふ、へ」
- 八、形容詞の連用形の音便の「う」
- 九、四段活用動詞及び「ある」の未然形に「う」をつけたるもの

この九項にあげたるものは多少の教育ある人ならば十中の八九は誤らざるものなり。この事實は虚心平氣にして世人の記述せる文章を観察せば、直に首肯せらるべき明白の事項なり。而してこれらは國語調査会の國語仮名遣の改定案の要部を占むるものなり。吾人はこれらが、行はれてあらずとは決して認むる能はざるなり。かくてこれらの事項以外の仮名遣は實際上世人に誤用せられ易きは事實なること吾人これを否認せず。されどこの改革論者はこれらの語が何の故に誤ら

るかの理由を真面目に考へたりや否や。惟ふにこれらのものを世人が往往誤るに至れるものは蓋し二の原因ありてこれを起すによるものなるべし。一は世の輕薄者流が、外国語といへば一字一句もこれに誤あらむをおそれ、戦戦兢兢たるに反し、国語を尊重することを一種の恥辱の如くに考へ、細事に拘泥せざるを大人物の態度なりなど唱ふる弊風あるによりてこれを尊重するを憚らしむるものあるなり。一は仮名と漢字と混用するが爲にして、この事寧ろ大なる原因なるべし。主要なる語に漢字を用ゐて其の意の通ずる如き現代の文章にありては、それらの漢字に相当する語に仮名を用ゐずとも略ぼ用の達せらるるは、これ現実の一大事実なり。この事相の改められざる限り、それら漢字に相当する仮名は如何様に改められたりとも、行はれずとせば、やはり行はれざるべし。而してそれら漢字に隠れざる語の仮名遣は前述の如く国民的に生動せる事実を何人が否認しうべき。仮名遣のむづかしといはるるも、かく漢字に隠るる部分をば多くの人が無意識の態度を以て接せるに、遽にこれを正しく仮名にて書けと迫らるるが故に狼狽するのみ。然れどもこの理由を以て仮名遣を改めむとするが如きは全く無意義の事に属せずや。何となればかくの如く改めたりとも、その漢字を用ゐる限り同じ仮名遣は実地の用をなすことなければなり。同じく実地に用ゐられずとせば、改むるも改めざるも同じく不要なれば帰する所は

一にしてその改定は徒勞なるのみ。否、徒勞といはむよりも無用の勞を国民に強ひて二重の負担をなさしむるのみならず、国語は混乱を起し、とるべき所は一も存せざるに至らむとす。この故に現代の文章に於いて仮名遣のある部分が正しく行はれざることありとも、それはこれが改廢の理由にはならぬことなり。況んや凡そ正しき事は若し行はれずとせば、よくこれを行はるるやうに努力するをこそ學者識者の任とすれ。少数の語に誤をなすを理由とし他の大多数の正しきものを改むべしとする理由何処に存するか。これ全くとるべからぬ論なりとす。ここに於いてそれらの論者のうちには方向をかへて従来の仮名遣は必ずしも正しきものにあらざるとする論を生じたり。

従来の仮名遣といふものは古来の国語學者が多年の研究を経て考定せし結果にして學術上正しと認められたるものなり。勿論多少未決の問題残れりといへども、それが爲に他を正しきものにあらずとすることは論理上成立すべきにあらず。この故にこれを不正のものなりといふが如きは言語道斷の事にして、畢竟爲めにする所あるもの之の妄言なり。この仮名遣は契沖以来幾多の學者の古語古書に標準を求めて正したるものにして、これを定家仮名遣の如き独断的のものと同一視せむとするが如きは誣妄の甚しきものなりとす。而してこれらの論者は文字は表音的にすべきものなりと稱して、従来

の仮名遣をば歴史的仮名遣などいふ新名称を以てこれと呼び、暗にこれが過去の廢物なるかの如く世人に思はしめたる疑なきにあらず。されど、文字にしても言語にしてもそれが文化の存する民族に伝はれる限り歴史的ならぬものありや。かくの如きは言語文字の社会的歴史的に尊重すべき所以を忘れたるものの放言にすぎず。されども仮名遣にかかる名称を与ふる人といへども、これを以て不正なりなど放言しうべき筈は寸毫も存せず。ここに於いて論者は一転して次の説を生ぜり。

この論者はいはく言語には變遷あり。仮名遣はこの變遷に伴ひて改めらるべきものにして、仮名遣の改定の必要ここに存すといふものこれなり。仮名遣改定論の最も理由あるさまに見ゆるはただこの一なるのみ。然れども吾人はこの論に無條件に賛同し得ざる道理あり。次にこれを論ぜむとす。

第三 改定の目的如何

言語に變遷あるは何人も否定すべからぬ明白の事実なり。而してこの變遷には言語の内容即ち意義の變遷と外形即ち声音の變遷との二因子あるは明かなり。而してその變遷の仮名遣と交渉を生ずる点は外形即ち声音の變遷に存するはこれ亦明白の事なりとす。この故に言語に變遷あるを以てその變遷に伴ひて、その仮名遣を改めむと欲すといふ論はこれ一往の道理ありて改定論中根柢のある唯一の論なりとす。然れども

この論者の所論は如何にして實現せらるべきか。

これらの論者の言論を総括するに、いづれもその目的を文字と発音との一致に置くものの如し。この事いふが如くに行はるべきものならばそれ或は可ならむ。しかもその可否を論ずる前に先づ顧みるべき二三の要点あり。

第一、文字は社会的歴史的の産物なり。この故にこれが根柢には国民の精神的生活の或物が附着してあることを忘るべからず。これ文字の改廢が破れ草鞋を棄つるが如きものにあらざる第一の事情なり。而してこの国民の精神的生活の或物は頗る根深き勢力を有するものにして、文字改革の言ふに易くして行はれざる所以實にここに存す。文字がかく社会的歴史的の産物にして国民の精神生活と深き關係ある事を顧みざる人人は、文字の革新を一挙手一投足の勞の如くに思惟するが如しといへども、その事を実行せむとするに及びて、意外の反動に逢ひてはじめてその根強き勢力に驚くべし。これ文字の改革が一種の社会革命なりといはるる所以にして、強ひてこれを企つるに至らば非常の事件を生ずるに至らむも知られず。この故にこれらの改革は理論上可なりとすとも、これが実行は徐徐にせざるべからざるなり。

第二、文字は固形的なものなり。しかるに声音は流動的のものにして、極端にいへば、時時刻刻變化するものといふを得るものなり。文字は固形的なるが故に一旦之を用ゐれば、

その時よりして形を改むること無し。今某の時に某の語を某の文字を用ゐて記すとせよ。その当時はその音とその文字と全く同一なりとすとも、時を経るにしたがひて声音は變遷し、終にはもとの形といたく異なる相を呈するに至らむ。しかも文字は依然として形を變ずること能はず。ここに於いて某の語に与へられたる文字とその語をあらはす声音とは或時期を経れば多少の差異を來すべきはこれ自然の事情なり。かくて文字は一旦これを用ゐればこれを改めむことは容易の事にあらず。この變遷止まざる声音を写すにこの固形的の文字を以てするものなれば、これ如何にしても多少の矛盾衝突の生ずべきは永久に避くべからざる所なりとす。

第三、以上の如くなれば、言文一致という事は実用上の文字を用ゐる限り永久に実現し得られざるなり。この故に言文の不一致はこれ永久的の事実にして、何人がか非常の英断を以てこれが一致を企て一時これを為果せたりとすとも、その翌日よりして早くも不一致の方途に進むものなることを忘るべからず。かくの如き事實は専門の學術を學ばむまでもなく、常識のよく知る所にあらずや。仮名遣改定論者はかかる明白なる事を知らざるべきにあらねば、その改革といふも、ただ部分的のものに止まるべきものを、恰も純然たる發音通りの仮名遣なるものが新に制定せらるべき如くに論ずるは、不用意の間に起りし事なるべけれども、人をして迷はしむる

責は論者自ら之を負はざるべからず。

第四、この故に真に絶対的に言文の一致を望まむとせば、従來用ゐられたる文字を顧みることなくして、ただ抽象的に某の声音に某の記号を用ゐるといふ如き機械的記号を案出し、これを言語の記号とすることなく、単なる声音の記号としてのみ用ゐるより外に方法なきものなり。かくの如き機械的記号の標本は即ちかの声音學に用ゐる記号にして、これらはその言語の如何を問はず。ただ声音の種種の相を標準として記載する主義をとれるものなり。かくの如きに至らば、これ即ち世界共通の声音記号といふべきものなり。されどかくの如き記号は果して通常人の日常用ゐる得る所なりや。

第五、以上の如き主義を以て進まば、その發音の記号は吾人の現時用ゐるが如き少数のものに止まらざるべきは予想し難からず。かの声音學的記号を見て思半に過ぐべし。かの記号の如きはよく人の声音の委曲を写し出しうべしといへども、もとこれ學術の研究上繁雜を厭はず、正確と精密とを目的として定めたるものなれば、実用上の文字にあらず。而してその聲音學的記号の如き繁雜なるものは決して普通人日常の用として堪へ得るものにあらず。さらば実用上の文字を以てよく聲音を如実に写し出し得るかといふに、これ亦一層繁雜にして、不正確の度は甚しきものあらむ。而してこれ亦常人の堪へ得る所にあらず。かの聲音學的記号はもと聲音學者

が研究の方便として案出せしまでのものにして、世人の常用文字にかへむとは彼等の予期せる所にあらざるなり。

第六、この故に世人日常の文字は古来決して声音を厳密に代表せるものにあらざるは明かなり。然らば日常文字と声音との交渉は實際如何なる状態にありやといふに、たとへばこれを母音にていはむに、通常ア、イ、ウ、エ、オの五の母音ありといふ。されど、これ実は世俗の見解にして厳密に學術的にいへば開口の「ア」より合口の「ウ」に至るまでには多数の母音の遷移は存するなり。この事は西洋にては声音学者の実証する所にして、わが国の母音にもかかる現象の存するを疑ふべからず。ただわが声音学は未だ幼稚にしてこれは學術上に立証すること能はざるのみ。かくてこの多数の母音中よりその代表的の型をとつてア、イ、ウ、エ、オとしたるのみ。されば實際「ア」と書ける音にも「オ」に近きも「エ」に近きもあるべきはもとよりなり。その他の諸の仮名またかくの如し。かくの如きものなれば仮名を以て表音的に記すといふともそはただ比較的の事にして、これを以て絶対的に表音的なりと主張するを得るが如きものは一も存せずといふべし。

以上述べたる所を概括すれば、文字はこれを改革すること容易の事業にあらざると共に、言文の一致といふことはいふべくして実は行はるるものにあらざるなりといふに帰す。然らば仮名遣は全く改めざるを可とするかといふに、必ずしも

然らず。その改革にして真に止むべからざる事情によるものならば、これを行ふには国語の本性に基づきてこれを害せず、国語の法則に依つてこれに戻らず、国語の歴史に照してこれに基づき社会の慣習を顧みてこれを調節し、而して後国民の公認を経、その後徐徐に行はるべきものなりとす。勿論これが為には正確にして親切なる調査を施して十分に社会の容認を経ざるべからざるものなり。

吾人は以上の前提を以てして、今の仮名遣改定案を観察し、その果して賛すべきか否かを次々に縷述せむと欲す。

第四 現代の文章に於ける仮名遣の現状

余はここに仮名遣が真に改定せざるべからざる事情に迫まれてありや否やの問題を、現代の文章に照して觀察せむ。

仮名遣改定案の凡例によれば、それは現代文の口語なるにも文語なるにも適用する由声明せり。現代文といふ以上、上は詔勅法令より下は市井の地口駄洒落に至るまでを包含するものなるべきが、所謂文語の文章をこの案の如き仮名遣を以てせば、恰も仏頭に糞するが如き醜状を呈すべきは明かにして、その事行はれざるはいふまでもなければ、これは事実に論ずるまでもなきこととして論外にさしおかむ。

現代の文章の一体として口語体と称せらるるものあり。これは口語体といはるるものの、純粹なる口語の記述にあらず。これが文語と異なる点は「なり」を「である」、「だ」、「で